

会 員 各 位

大阪弁護士会
会 長 今 川 忠
同 司法委員会
委員長 増 田 勝 久

倒産処理弁護士のスタートライン！

2019倒産手続実務・基礎研修シリーズ 第 2 回

「個人再生手続申立ての実務」

のご案内

本年7月8日開催の倒産手続実務・基礎研修「破産手続開始申立て（同時廃止）の実務」は、好評を博し、多数の会員の方々のご参加を頂き有難うございました。倒産手続実務・基礎研修全4回シリーズの第2回は、個人再生手続申立ての実務を取り扱います。

個人再生手続申立てのポイント！



避けられがちな手続を分かりやすく解説します

個人再生手続は、「住宅を手放したくない」、「資格制限を受けたくない」、「事業を続けたい」といった個人債務者の要望に応えるものであり、相談者・依頼者に、債務整理の選択肢の一つとして提示することは必要不可欠であると言えます。実際にも、ここ数年間は個人再生手続の申立件数が増加傾向にあり、利用機会の増加が見込まれます。

ところが、個人再生手続は、破産手続と異なり、実際の事案に触れる機会が少なく、申立てにあたっては、申立書作成のみならず、履行可能性の検討、債権届出に対する異議申述、再生計画案立案など、破産手続にはない申立代理人の業務があり、開始決定後はスケジュールに従った進行も必要になります。そこで、大阪地方裁判所第6民事部で個人再生手続を担当されている裁判所書記官と、個人再生手続申立ての経験豊富な会員に、リアルな模擬記録に基づいて個人再生手続の全体像、申立書等の具体的な記載方法、陥りがちなミスと注意点等について解説いただきます。講師の方々への体験談もあり、個人再生手続のイメージ・理解をより深めることができる内容になっております。

昨年度の研修内容をベースに、個人再生手続の最新の傾向等も解説する予定です。

この機会に是非多くの会員にご出席賜りたくご案内申し上げます。

日 時： 令和元年9月10日(火) 午後5時30分～8時00分

場 所： 大阪弁護士会館 2階ホール

講 師： 村瀬 進 氏（大阪地方裁判所第6民事部主任書記官）

亀井 一機 氏（大阪地方裁判所第6民事部書記官）

溝渕 雅男 氏（大阪弁護士会会員）

テーマ： 個人再生手続申立ての実務

【申込方法】

会員専用サイト「研修・行事予定表」－研修予定表 (http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu_schedule.php) よりお申込みください。

※事前お申込みがない場合でもご参加いただけますが、人数把握のため、ご回答にご協力ください。

※会員専用サイトへのログインには、ユーザー名とパスワードが必要です。ご不明な場合は、会員専用サイトのログイン画面に問合せフォームへのリンクがありますのでそこからお問い合わせください。

※会員専用サイトでの研修の申込の操作等について、ご不明な点がございましたら、本研修担当事務局（池見 TEL:06-6364-1681）までお問い合わせください。

※法律事務所職員の方は、大阪弁護士会HP「法律事務所職員の方へ」(http://www.osakaben.or.jp/office_worker.php) よりお申込みください。

■会員のみ

注 ・ 図書利用カードをご持参ください。

・ 入室時及び退室時の2回、出席登録が必要です。

・ 開始**10分**以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）、研修開始から**研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席**は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

■一時保育のお知らせ 【無料・要予約】

お申込を希望される方は、**8月27日(火)まで**に下記事務局まで、お電話にてお問い合わせください。申込に必要な書類をご送付いたします。なお、定員に達し次第、申込受付を終了させていただきますのでご了承ください。

[対象] 原則、首がすわっている乳児～

小学生相当年齢児

[託児時間] 研修開始15分前から終了15分後まで

[問合せ先] 委員会部司法課 (TEL:06-6364-1681)

ご意見をお寄せ下さい！

*個人再生手続申立ての手続や運用に関して疑問やご意見をお持ちの方、是非お寄せ下さい！
内容により、研修の中で取り上げさせて頂くこともございます。

(送信先) FAX:06-6364-7477

メール:s-ikemi@osakaben.or.jp (司法課 池見宛)

2019年度 倒産手続実務・基礎研修(全4回) 今後の開催予定

第3回 2019年11月29日(金) 破産管財手続①破産手続開始申立て(管財)の実務

第4回 2020年 3月16日(月) 破産管財手続②破産管財処理の実務

いずれも午後5時30分～午後8時00分

※すべて研修義務化対象講座です。

・ ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本研修会に関するご連絡以外には使用いたしません。